地方職員共済組合定款の一部変更

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第５条第９項の規定に基づき、地方職員共済組合定款の一部を変更することについて、次のとおり公告する。

令和８年９月29日

地方職員共済組合
理事長　関　　博之

次の表により、現行欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

変更後	現行
（家族療養費附加金） 第30条　家族療養費附加金は、法第59条の規定に基づき家族療養費を支給する場合又は法第136条の規定によりその例によることとされた船員保険法第76条の規定に基づき家族療養費を支給する場合において、当該家族療養費に係る療養（法第56条第２項第１号に規定する食事療養（以下「食事療養」という。）及び同項第２号に規定する生活療養（以下「生活療養」という。）を除く。以下同じ。）に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額を控除した額（法第62条の２の規定に基づき高額療養費が支給される場合又は法第136条の規定によりその例によることとされた船員保険法第83条の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあつては、当該家族療養費に係る療養に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除した額）が１件につき27,000円（地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。以下「施行令」という。）第23条の３の４第１項第２号若しくは第３号に掲げる組合員又は船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）第９条第１項第２号若しくは第３号に掲げる被保険者である組合員（以下「上位所得者」という。）の被扶養者に係るものにあつては、54,000円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額とする。 ２　前項の規定にかかわらず、施行令第23条の３の２第１項第１号イからへに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合（同号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合を除く。）又は船員保険法施行令第８条第１項第１号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合（同号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合を除く。）における家族療養費附加金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が54,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、108,000円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額とする。ただし、当該合算された施行令第23条の３の２第１項第１号イからへまでに掲げる金額又は船員保険法施行令第８条第１項第１号イからへまでに掲げる金額のうち27,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、54,000円）以上のもの（以下この項において「家族高額療養負担額」という。）が１件のみであり、かつ、家族高額療養負担額に合算された家族高額療養負担額以外の金額（以下この項において「家族特定合算対象額」という。）が27,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、54,000円）未満の場合にあつては、家族高額療養負担額と家族特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と家族特定合算対象額に27,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、54,000円）を加えた額を控除して得た額に相当する額とする。 ３・４　（略）	（家族療養費附加金） 第30条　家族療養費附加金は、法第59条の規定に基づき家族療養費を支給する場合又は法第136条の規定によりその例によることとされた船員保険法第76条の規定に基づき家族療養費を支給する場合において、当該家族療養費に係る療養（法第56条第２項第１号に規定する食事療養（以下「食事療養」という。）及び同項第２号に規定する生活療養（以下「生活療養」という。）を除く。以下同じ。）に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額を控除した額（法第62条の２の規定に基づき高額療養費が支給される場合又は法第136条の規定によりその例によることとされた船員保険法第83条の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあつては、当該家族療養費に係る療養に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除した額）が１件につき25,000円（地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。以下「施行令」という。）第23条の３の４第１項第２号若しくは第３号に掲げる組合員又は船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）第９条第１項第２号若しくは第３号に掲げる被保険者である組合員（以下「上位所得者」という。）の被扶養者に係るものにあつては、50,000円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額とする。 ２　前項の規定にかかわらず、施行令第23条の３の２第１項第１号イからへに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合（同号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合を除く。）又は船員保険法施行令第８条第１項第１号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合（同号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合を除く。）における家族療養費附加金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が50,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、100,000円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額とする。ただし、当該合算された施行令第23条の３の２第１項第１号イからへまでに掲げる金額又は船員保険法施行令第８条第１項第１号イからへまでに掲げる金額のうち25,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円）以上のもの（以下この項において「家族高額療養負担額」という。）が１件のみであり、かつ、家族高額療養負担額に合算された家族高額療養負担額以外の金額（以下この項において「家族特定合算対象額」という。）が25,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円）未満の場合にあつては、家族高額療養負担額と家族特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と家族特定合算対象額に25,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円）を加えた額を控除して得た額に相当する額とする。 ３・４　（略）